

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊山口駐屯地
第322会計隊長 平木 博貴

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
5QF911100570		5RRJ1AK2002 0001					
品名 または 件名							
受水槽等清掃作業 ほか3件							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST			A			
納地または工事場所				引 渡 場 所			
各地				各地			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
各地				令和7年10月31日（金）～令和8年3月31日（火）			

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

入札資料等は、第322会計隊契約班窓口において配布する。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない

入札日時場所：令和7年6月27日（金）10時00分 第322会計隊入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：グループ別総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

別紙のとおり

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) **令和07・08・09年度競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」D等級以上格付けされ中国地域**の競争参加資格を有する者。
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (6) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (7) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (8) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

2 適用する契約条項

駐屯地用標準契約書の「役務請負契約条項」、「談合等の不正行為に関する特約条項」及び「暴力団排除に関する特約条項」とする。

3 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：免除
- (3) 違 約 金：落札者が「入札及び契約心得」に従つて契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

4 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもつて落札価格とするため、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100を記載すること。

5 入札の無効

- (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札

6 契約書の作成

- (1) 契約金額が50万円を超える場合は、契約書を作成する。
- (2) 契約書の記載要領の細部については、落札決定後落札者に説明する。

7 落札の決定方式

グループ別総額

グループ別でグループ毎の総額が予定価格の範囲内で最低の価格をもつて申込をした者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

8 その他

- (1) **郵便**による入札については、**令和7年6月26日（木）17時00分**到着分までを有効とします。なお、事前に郵便入札の申し出を第322会計隊契約班まで行うとともに到着の確認を必ずお願いします。また入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡します。
- (2) 電報・電話等による入札は認めません。
- (3) 入札に参加する者は、**開札前までに資格決定通知書の写し**を提出してください。（FAX可）
- (4) 代金の支払時期については官側が請求書を受領した日から30日以内とすることを承諾し、入札書の提出をお願いします。
- (5) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出してください。
- (6) **市価調査等依頼**の場合はご協力をお願いします。（締切日：**令和7年6月25日（水）12：00まで**）
- (7) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊山口駐屯地 第322会計隊 契約班窓口にて閲覧してください。
- (8) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒753-8503 山口県山口市上宇野令784 陸上自衛隊山口駐屯地 第322会計隊 契約班 担当：泰井（たいい）
TEL 083-922-2281内線(343) FAX 083-922-2286(直通) E-mail: ma322fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

- (9) 仕様書に関する問い合わせ先
〒753-8503 山口県山口市上宇野令784 陸上自衛隊山口駐屯地 業務隊管理科 担当：川端 陸上自衛隊山口駐屯地 業務隊厚生科 担当：桐山
TEL 083-922-2281内線(328) 内線(378)

本公告は、陸上自衛隊山口駐屯地 第322会計隊
陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲示している。

調達要求書 5RRJ1AK2002号

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書

物品番号		仕様書番号	1 / 6
件名	受水槽等清掃作業	承認年月日	
		作成年月日	
		変更年月日	
		作成部隊等	山口駐屯地業務隊

1 適用範囲

本作業は、山口駐屯地内受水槽等の清掃を実施するものである。

2 作業場所

山口県山口市上宇野令 7 8 4 (陸上自衛隊山口駐屯地)

3 期 間

契約日 ~ 令和 7 年 1 2 月 1 9 日 (金)

※但し、清掃作業については、9月28日(日)迄の土曜又は日曜に実施するものとする。

雨天時は、順延し事前に設定した予備日に実施すること。

4 作業項目

名 称	規 格	数 量	備 考
受水槽清掃	R C 造200m ³ (消毒・点検含む)	1 基	
高架水槽清掃	鋼製40m ³ (消毒・点検含む)	1 基	
水質検査	一般項目 (9項目)	1 式	
揚水ポンプ 保守点検	EBARA PUMP 100MS2615A	2 台	106号 ポンプ室

5 一般事項

- (1) 本作業は、仕様書・図面及び関係法令等を遵守して実施すること。
- (2) 図面及び仕様書等に記載なき事項といえども、役務完了に必要な軽微な事項は、担当官と協議のうえ請負者の責任において作業するものとする。
- (3) 請負者は、本作業の実施により駐屯地内外の人員、物品または部隊の施設に対し損害を与えた場合は、補償しなければならない。
- (4) 作業時間は、原則 0 8 1 5 から 1 7 0 0 とし、時間外は作業を行ってはいけない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- (5) 自衛隊施設の電気・給水を使用する場合は担当官の許可を受け、メーター等を設置し部隊側算定に基づき有償により使用すること。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書

物品番号

仕様書番号

2 / 6

6 特記事項

- (1) 槽内作業において、下記の事項を厳守し実施すること。
 - ア 衛生管理の徹底（作業工具等の管理及び消毒の実施）
 - イ 槽内の換気等事故防止の実施
- (2) 受水槽・高架水槽保守点検の点検項目及び点検内容は共通仕様書表4.5.1により実施すること。
- (3) 清掃の手順は、受水槽を完了したのち高架水槽を実施すること。
- (4) 清掃は、槽内の沈殿物質及び浮遊物質、壁面に付着した物質を除去し洗浄すること。なお、壁面等に付着した物質の除去は水槽の材質に応じ適切な方法で行うこと。また、洗浄に用いた水は、完全に槽外に排出すること。
- (5) 消毒液は、有効塩素50～100mg/Lの濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又は、同等以上の消毒能力を有する塩素剤を使用すること。
- (6) 槽内の消毒は、高圧洗浄機等により噴霧するかブラシ等により2回以上行い、消毒による排水は完全に排除すること。
- (7) 消毒後の水洗い及び水槽への上水の注入は、消毒後30分以上経過してから行うこと。
- (8) 作業完了後注入した上水の水質検査を直ちに実施し、検査結果を速やかに書式にて報告（2部）すること、検査項目は次に示す9項目を実施すること。（一般細菌・大腸菌・塩化物イオン・有機物（TOC）・PH値・味・臭気・色度・濁度）
- (9) 揚水ポンプの保守点検項目は、共通仕様書表4.5.7（A）陸上ポンプ（点検周期Ⅱ）及び次に示すとおり実施すること。
 - ア グランドパッキンの交換と、必要に応じてベアリング等への潤滑油・グリス等の給脂をおこなうものとする。
 - イ 不良箇所発見時の修理見積

7 提出書類

- | | |
|-----------------------------|----|
| (1) 工程表、現場代理人等指名通知書 | 1部 |
| (2) 役務着手届 | 2部 |
| (3) 役務完了届 | 2部 |
| (4) 作業写真 | 2部 |
| (5) 作業員の腸内細菌検査成績書（1ヶ月以内のもの） | 1部 |
| (6) 貯水槽清掃作業監督者講習の修了証書（写し） | 1部 |
| (7) 貯水槽清掃作業従事者研修の修了証書（写し） | 1部 |

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書

物品番号

仕様書番号

3 / 6

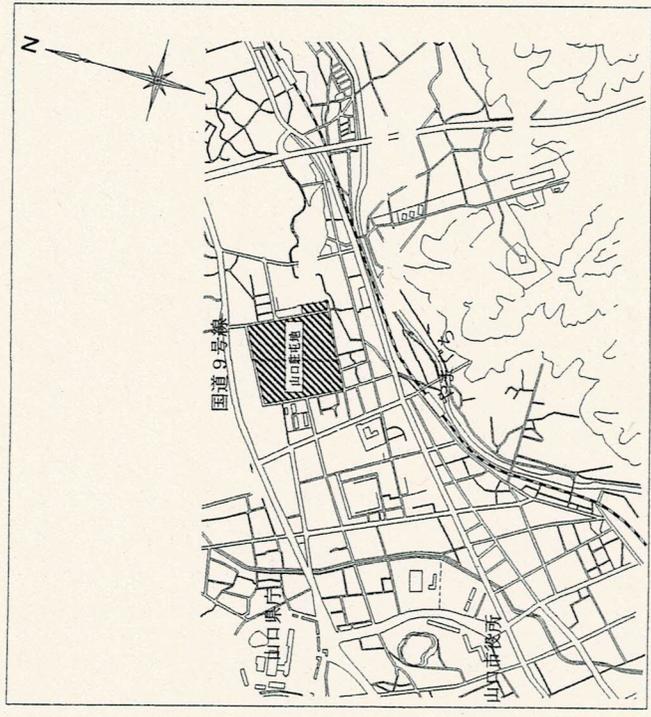
(8) 結果報告書

2部

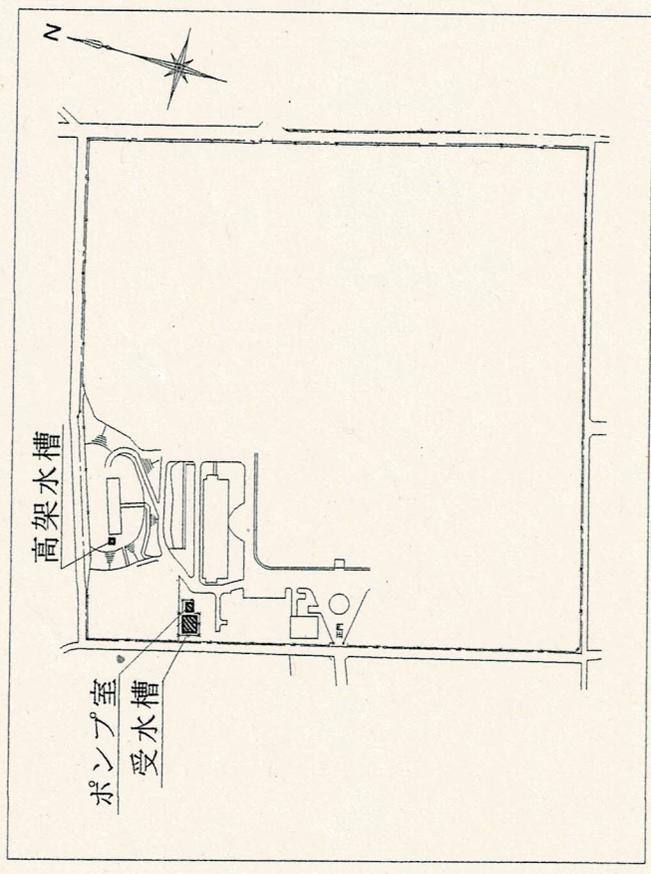
(9) その他監督官から指示された書類

8 検 査

本作業は、検査官の完了検査合格をもって完了とする。手直しが生じた場合は、手直し完了後、検査官の再検査を実施し検査合格をもって完了とする。

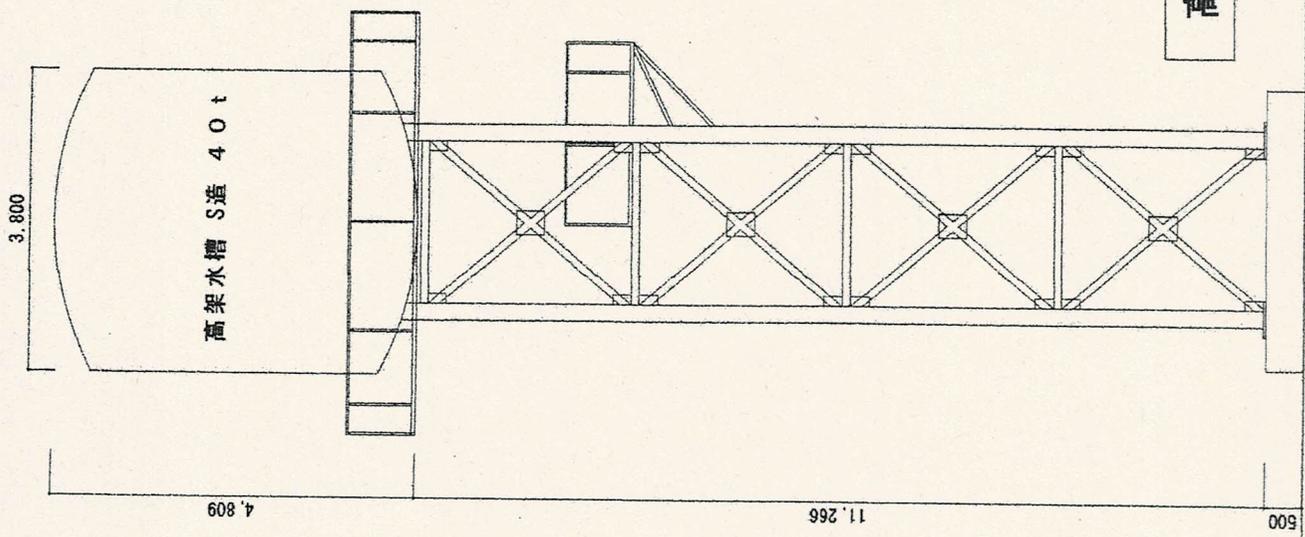


案内図 S = 1 / 200,000

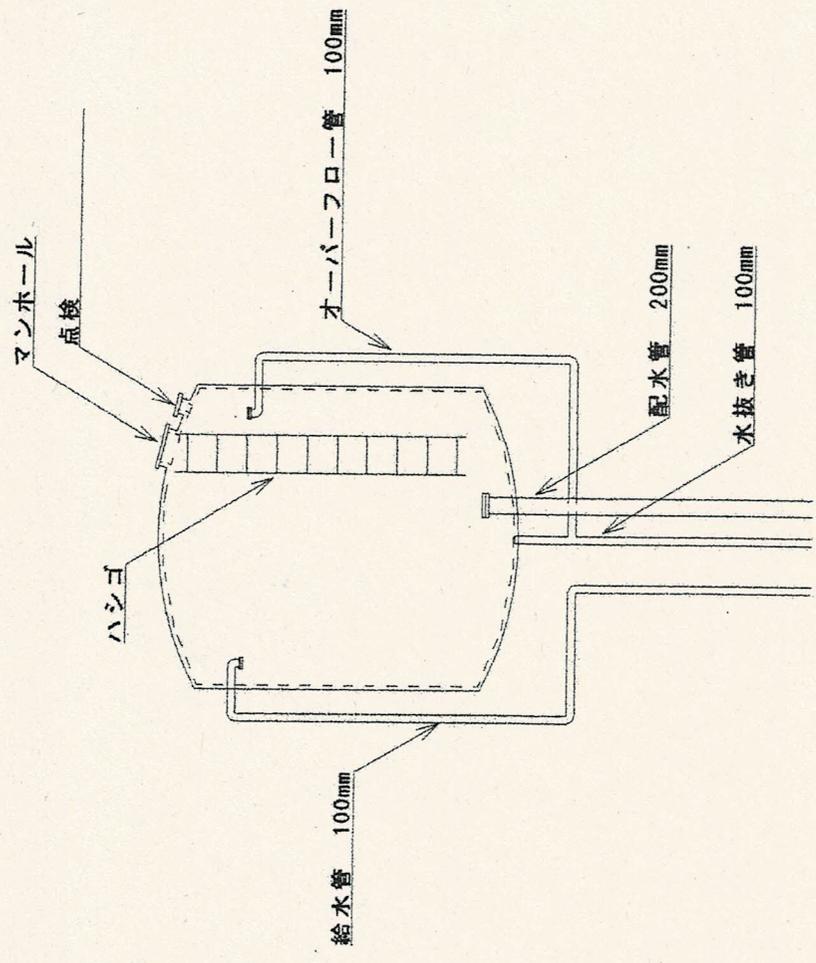


配置図 S = 1 / 4,000

工事件名	受水槽等清掃作業		
図面名称	案内図・配置図		
所 属	山口駐屯地業務管理科	図面番号	4 / 6



高架水槽立面図 S=1/100



高架水槽詳細図 S=1/100

役務件名	受水槽等清掃作業
図面名称	高架水槽立面図・詳細図
所 属	陸上自衛隊山口駐屯地業務隊管理科
図面番号	6 / 6

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書

物品番号		仕様書番号	1 / 3
件名	むつみ演習場高置水槽清掃作業	承認年月日	
		作成年月日	
		変更年月日	
		作成部隊等	山口駐屯地業務隊

1 適用範囲

本作業は、むつみ演習場高置水槽の清掃を実施するものである。

2 作業場所

山口県萩市大字高佐上（むつみ演習場内）

3 期 間

契約日 ～ 令和7年10月31日（金）

※清掃作業は令和7年9月18日（木）までに実施すること

4 作業項目

名 称	規 格	数 量	備 考
高置水槽	FRP製タンク単板 丸型 2 t	1 基	

5 一般事項

- (1) 本作業は、仕様書・図面及び関係法令等を遵守して実施すること。
- (2) 図面及び仕様書等に記載なき事項といえども、役務完了に必要な軽微な事項は、担当官と協議のうえ請負者の責任において作業するものとする。
- (3) 請負者は、本作業の実施により駐屯地内外の人員、物品または部隊の施設に対し損害を与えた場合は、補償しなければならない。作業中担当官が必要と認めた場合は、建物、工作物等に対し損害等を与えないように養生を施すこと。
- (4) 作業時間は、原則0815から1700とし、時間外は作業を行ってはならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- (5) 自衛隊施設の電気・給水を使用する場合は担当官の許可を受け、メーター等を設置し部隊側算定に基づき有償により使用すること。

6 特記事項

- (1) 槽内作業において、下記の事項を厳守し実施すること。
 - ア 衛生管理の徹底（作業工具等の管理及び消毒の実施）
 - イ 槽内の換気等事故防止の実施
- (2) 高置水槽保守点検の点検項目及び点検内容は共通仕様書表4.5.1により実施すること。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書

物品番号

仕様書番号

2 / 3

- (3) 作業においては労働安全衛生法を遵守し作業を実施するとともに高所での作業実施の際は、落下防止処置に努めること。
- (4) 清掃は、槽内の沈殿物質及び浮遊物質、壁面に付着した物質を除去し洗浄すること。なお、壁面等に付着した物質の除去は水槽の材質に応じ適切な方法で行うこと。また、洗浄に用いた水は、完全に槽外に排出すること。
- (5) 消毒液は、有効塩素50～100mg/Lの濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又は、同等以上の消毒能力を有する塩素剤を使用すること。
- (6) 槽内の消毒は、高圧洗浄機等により噴霧するかブラシ等により2回以上行い、消毒による排水は完全に排除すること。
- (7) 消毒後の水洗い及び水槽への上水の注入は、消毒後30分以上経過してから行うこと。
- (8) 作業完了後注入した上水の水質検査を直ちに実施し、検査結果を速やかに書式にて報告（2部）すること、検査項目は次に示す9項目を実施すること。
（一般細菌・大腸菌・塩化物イオン・有機物（TOC）・PH値・味・臭気・色度・濁度）

7 提出書類

- | | |
|-----------------------------|----|
| (1) 工程表、現場代理人等指名通知書 | 1部 |
| (2) 役務着手届 | 2部 |
| (3) 役務完了届 | 2部 |
| (4) 作業写真 | 1部 |
| (5) 作業員の腸内細菌検査成績書（1ヶ月以内のもの） | 1部 |
| (6) 貯水槽清掃作業監督者講習の修了証書（写し） | 1部 |
| (7) 貯水槽清掃作業従事者研修の修了証書（写し） | 1部 |
| (8) 結果報告書 | 2部 |
| (9) その他監督官から指示された書類 | |

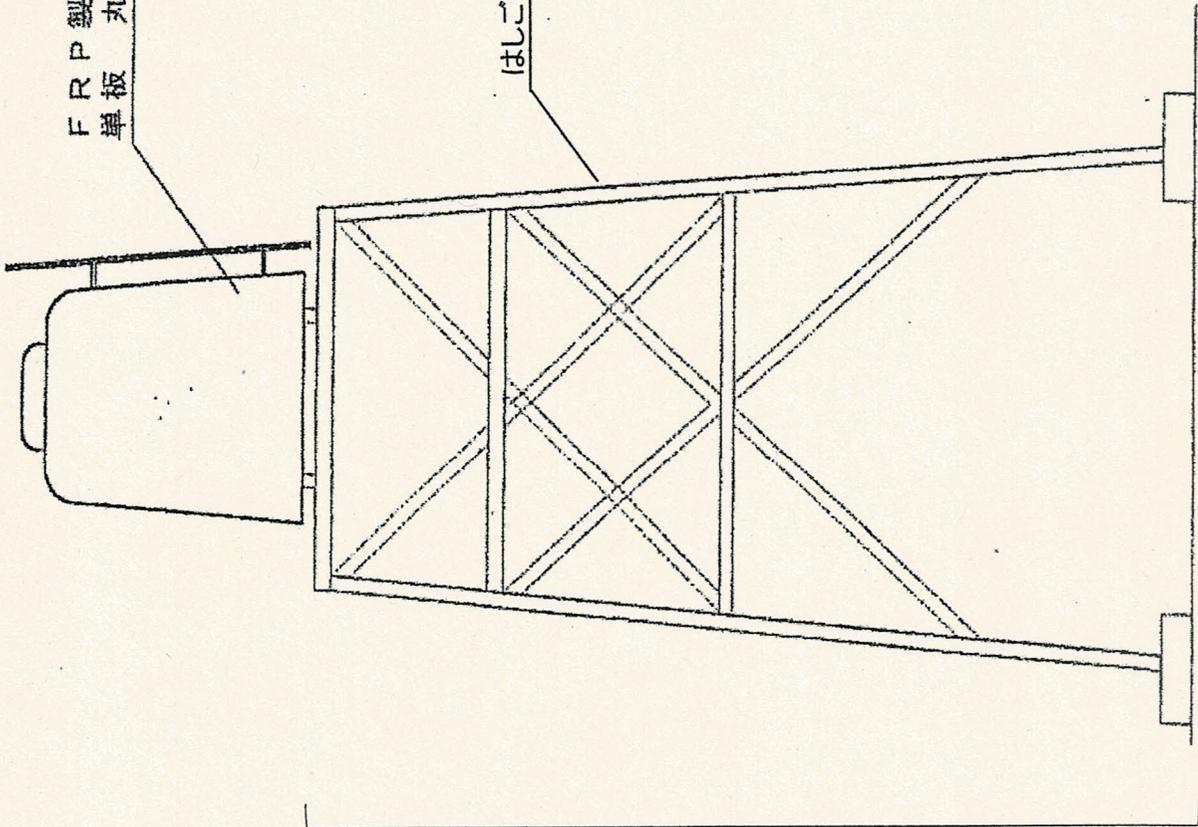
8 検 査

本作業は、検査官の完了検査合格をもって完了とする。手直しが生じた場合は、手直し完了後、検査官の再検査を実施し検査合格をもって完了とする。

FRP製タンク2t設置
単板丸型

はしご等の昇降設備なし

5,500



役務件名 むつみ演習場高置水槽清掃作業

図面名称 高置水槽立面図

所属 陸上自衛隊山口駐屯地業務隊管理科

図面番号 3/3

陸上自衛隊仕様書			
物品番号		仕様書番号	1 / 3
件名	公務員宿舎（山口地区） 受水槽等点検清掃	承認年月日	
		作成年月日	令和7年6月3日
		変更年月日	
		作成部隊等	山口駐屯地業務隊

1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊山口駐屯地が管理する、公務員宿舎5棟において実施する受水槽等清掃に適用する。

2 作業場所

- (1) 山口県山口市上宇野令 山口宿舎（A・B・C棟）
- (2) 山口県山口市宮野下字市河原1366-1 宮野下宿舎（B・C棟）

3 期間

契約締結日 ～ 令和7年11月28日

4 概要

(1) 受水槽概要

宿舎名	構造	容積 (m ³)	槽数	備考
山口宿舎A棟	FRPパネル組合せ	12	1	
山口宿舎B棟	FRPパネル組合せ	15	1	
宮野下宿舎BC棟	FRPパネル組合せ	31.5	1	

(2) 給水ポンプ概要

宿舎名	規格	数量	備考
山口宿舎B棟	荏原 32BMS3-62.2	2	水中ポンプ
宮野下宿舎BC棟	型式不明	2	水中ポンプ

(3) 高置水槽概要

宿舎名	構造	容積 (m ³)	槽数	備考
山口宿舎A棟	FRP角型	2	1	A棟屋上
山口宿舎B棟	FRPパネル組合せ	2	1	B棟屋上
山口宿舎C棟	FRP角型	2	1	C棟屋上
宮野下宿舎B棟	FRP角型	3	1	B棟屋上
宮野下宿舎C棟	FRP角型	3	1	C棟屋上

陸上自衛隊仕様書			
物品番号		仕様書番号	2 / 3
件名	公務員宿舎（山口地区） 受水槽等点検清掃	承認年月日	
		作成年月日	令和7年6月3日
		変更年月日	
		作成部隊等	山口駐屯地業務隊
<p>5 作業項目</p> <p>(1) 受水槽等清掃・点検</p> <p>ア 受水槽、高置水槽の保守点検 . . . 一式</p> <p>イ 給水ポンプ保守点検 . . . 一式</p> <p>ウ 受水槽・高置水槽の清掃 . . . 一式</p> <p>エ 水質検査（清掃後） . . . 一式</p> <p>6 一般事項</p> <p>(1) 本作業に疑義が生じた場合は、速やかに監督官と協議する。</p> <p>(2) 本仕様書に記載無き事項であっても、本作業に当然必要な事項及び官側が軽微な事項を指示した場合は、請負者により実施する。</p> <p>(3) 請負者は、施設の解体または損害等を与えた場合及び宿舎内外の人員、備品に損害等を与えた場合等については、速やかに担当官に報告すると共に、現状復旧を実施する。</p> <p>7 特記事項</p> <p>(1) 本作業は下記の事項を厳守し実施する。</p> <p>ア 作業工具等の取扱い及び消毒の実施等、衛生管理の徹底</p> <p>イ 槽内の換気及び高所からの落下防止等、事故防止の徹底</p> <p>(2) 受水槽等の保守点検項目及び点検内容については、建築保全業務共通仕様書によるものとし、下記の事項に注意し実施する。</p> <p>ア 清掃は、槽内の沈殿物質及び浮遊物質、壁面に付着した物質を除去し洗浄すること。</p> <p>なお、壁面等に付着した物質の除去は水槽の材質に応じ適切な方法で行うこと。また、洗浄に用いた水は、完全に槽外に排出すること。</p> <p>イ 消毒液は、有効塩素50～100mg/Lの濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液または、同等以上の消毒能力を有する塩素剤を使用すること。</p> <p>ウ 槽内の消毒は、高圧洗浄機等により噴霧するかブラシ等により2回以上行い、消毒による排水は完全に排除すること。</p> <p>エ 高架水槽の清掃は、受水槽清掃後に実施する。</p> <p>オ 消毒後の水洗い及び水槽への上水の注入は、消毒後30分以上経過してから行うこと。</p> <p>カ 清掃完了後、水質検査を直ちに実施し、検査結果を担当官へ報告すると共に、報告書を2部提出する。</p>			

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書																			
物品番号		仕様書番号	3 / 3																
件名	公務員宿舎（山口地区） 受水槽等点検清掃	承認年月日																	
		作成年月日	令和7年6月3日																
		変更年月日																	
		作成部隊等	山口駐屯地業務隊																
<p>キ 水質検査は9項目を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般細菌 ・ 大腸菌 ・ 塩化物イオン ・ 有機物（TOC） ・ pH値 ・ 味 ・ 臭気 ・ 色度 ・ 濁度 <p>(3) 給水ポンプ保守点検は、揚水機能及び計器類確認等の機能点検を実施する。 なお、不具合が発見された場合については、修理見積を作成し提出する。</p> <p>8 提出書類</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1) 工程表</td> <td style="text-align: right;">・・・ 1部</td> </tr> <tr> <td>(2) 役務着手届</td> <td style="text-align: right;">・・・ 1部</td> </tr> <tr> <td>(3) 役務完了届</td> <td style="text-align: right;">・・・ 1部</td> </tr> <tr> <td>(4) 作業写真</td> <td style="text-align: right;">・・・ 2部</td> </tr> <tr> <td>(5) 作業員の腸内細菌検査成績書（1ヶ月以内のもの）</td> <td style="text-align: right;">・・・ 1部</td> </tr> <tr> <td>(6) 貯水槽清掃作業監督者講習の修了証書（写し）</td> <td style="text-align: right;">・・・ 1部</td> </tr> <tr> <td>(7) 貯水槽清掃作業従事者研修の修了証書（写し）</td> <td style="text-align: right;">・・・ 1部</td> </tr> <tr> <td>(8) 結果報告書</td> <td style="text-align: right;">・・・ 2部</td> </tr> </table> <p>9 検 査</p> <p>本作業は、清掃等完了後、検査官の検査合格をもって完了とする。</p>				(1) 工程表	・・・ 1部	(2) 役務着手届	・・・ 1部	(3) 役務完了届	・・・ 1部	(4) 作業写真	・・・ 2部	(5) 作業員の腸内細菌検査成績書（1ヶ月以内のもの）	・・・ 1部	(6) 貯水槽清掃作業監督者講習の修了証書（写し）	・・・ 1部	(7) 貯水槽清掃作業従事者研修の修了証書（写し）	・・・ 1部	(8) 結果報告書	・・・ 2部
(1) 工程表	・・・ 1部																		
(2) 役務着手届	・・・ 1部																		
(3) 役務完了届	・・・ 1部																		
(4) 作業写真	・・・ 2部																		
(5) 作業員の腸内細菌検査成績書（1ヶ月以内のもの）	・・・ 1部																		
(6) 貯水槽清掃作業監督者講習の修了証書（写し）	・・・ 1部																		
(7) 貯水槽清掃作業従事者研修の修了証書（写し）	・・・ 1部																		
(8) 結果報告書	・・・ 2部																		

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書																																											
物品番号				仕様書番号	1 / 3																																						
件名	公務員宿舎（第2防府宿舎） 受水槽等点検清掃			承認年月日																																							
				作成年月日	令和7年6月3日																																						
				変更年月日																																							
				作成部隊等	山口駐屯地業務隊																																						
<p>1 適用範囲 本仕様書は、陸上自衛隊山口駐屯地が管理する、第2防府宿舎において実施する受水槽等清掃に適用する。</p> <p>2 作業場所 山口県防府市中の関 第2防府宿舎</p> <p>3 期 間 契約締結日 ～ 令和8年3月31日 (航空自衛隊実施の受水槽清掃と日程を合わせ令和8年1月実施予定)</p> <p>4 概 要 高置水槽概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">宿舎名</th> <th style="width: 20%;">構造</th> <th style="width: 20%;">容積 (m³)</th> <th style="width: 10%;">槽数</th> <th style="width: 30%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2防府宿舎</td> <td style="text-align: center;">FRP角型</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">屋上</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 作業項目</p> <p>(1) 受水槽等清掃・点検</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ア 高置水槽の保守点検</td> <td style="padding-left: 20px;">・・・</td> <td style="padding-left: 20px;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">イ 高置水槽の清掃</td> <td style="padding-left: 20px;">・・・</td> <td style="padding-left: 20px;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ウ 水質検査（清掃後）</td> <td style="padding-left: 20px;">・・・</td> <td style="padding-left: 20px;">一式</td> </tr> </table> <p>(2) 消耗部品等の交換</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">宿舎名</th> <th style="width: 20%;">部品名</th> <th style="width: 20%;">規格</th> <th style="width: 10%;">数量</th> <th style="width: 30%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2防府宿舎</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) その他作業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">宿舎名</th> <th style="width: 20%;">部品名</th> <th style="width: 20%;">規格</th> <th style="width: 10%;">数量</th> <th style="width: 30%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2防府宿舎</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>6 一般事項</p> <p>(1) 本作業に疑義が生じた場合は、速やかに監督官と協議する。</p> <p>(2) 本仕様書に記載無き事項であっても、本作業に当然必要な事項及び官側が軽微な事項を指示した場合は、請負者により実施する。</p> <p>(3) 請負者は、施設の解体または損害等を与えた場合及び宿舎内外の人員、備品に損害等を与えた場合等については、速やかに担当官に報告すると共に、現状復旧を実施する。</p>					宿舎名	構造	容積 (m ³)	槽数	備 考	第2防府宿舎	FRP角型	2	1	屋上	ア 高置水槽の保守点検	・・・	一式	イ 高置水槽の清掃	・・・	一式	ウ 水質検査（清掃後）	・・・	一式	宿舎名	部品名	規格	数量	備 考	第2防府宿舎					宿舎名	部品名	規格	数量	備 考	第2防府宿舎				
宿舎名	構造	容積 (m ³)	槽数	備 考																																							
第2防府宿舎	FRP角型	2	1	屋上																																							
ア 高置水槽の保守点検	・・・	一式																																									
イ 高置水槽の清掃	・・・	一式																																									
ウ 水質検査（清掃後）	・・・	一式																																									
宿舎名	部品名	規格	数量	備 考																																							
第2防府宿舎																																											
宿舎名	部品名	規格	数量	備 考																																							
第2防府宿舎																																											

陸上自衛隊仕様書			
物品番号		仕様書番号	2 / 3
件名	公務員宿舎（第2防府宿舎） 受水槽等点検清掃	承認年月日	
		作成年月日	令和7年6月3日
		変更年月日	
		作成部隊等	山口駐屯地業務隊
<p>7 特記事項</p> <p>(1) 本作業は下記の事項を厳守し実施する。</p> <p>ア 作業工具等の取扱い及び消毒の実施等、衛生管理の徹底</p> <p>イ 槽内の換気及び高所からの落下防止等、事故防止の徹底</p> <p>(2) 受水槽等の保守点検項目及び点検内容については、建築保全業務共通仕様書によるものとし、下記の事項に注意し実施する。</p> <p>ア 清掃は、槽内の沈殿物質及び浮遊物質、壁面に付着した物質を除去し洗浄すること。</p> <p>なお、壁面等に付着した物質の除去は水槽の材質に応じ適切な方法で行うこと。また、洗浄に用いた水は、完全に槽外に排出すること。</p> <p>イ 消毒液は、有効塩素50～100mg/Lの濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液または、同等以上の消毒能力を有する塩素剤を使用すること。</p> <p>ウ 槽内の消毒は、高圧洗浄機等により噴霧するかブラシ等により2回以上行い、消毒による排水は完全に排除すること。</p> <p>エ 高架水槽の清掃は、受水槽清掃後に実施する。</p> <p>オ 消毒後の水洗い及び水槽への上水の注入は、消毒後30分以上経過してから行うこと。</p> <p>カ 清掃完了後、水質検査を直ちに実施し、検査結果を担当官へ報告すると共に、報告書を2部提出する。</p> <p>キ 水質検査は9項目を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般細菌 ・ 大腸菌 ・ 塩化物イオン ・ 有機物（TOC） ・ pH値 ・ 味 ・ 臭気 ・ 色度 ・ 濁度 			

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書																											
物品番号		仕様書番号	3 / 3																								
件名	公務員宿舎 (第2防府宿舎) 受水槽等点検清掃	承認年月日																									
		作成年月日	令和7年6月3日																								
		変更年月日																									
		作成部隊等	山口駐屯地業務隊																								
<p>8 提出書類</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 工程表</td> <td>・・・</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>(2) 役務着手届</td> <td>・・・</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>(3) 役務完了届</td> <td>・・・</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>(4) 作業写真</td> <td>・・・</td> <td>2部</td> </tr> <tr> <td>(5) 作業員の腸内細菌検査成績書 (1ヶ月以内のもの)</td> <td>・・・</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>(6) 貯水槽清掃作業監督者講習の修了証書 (写し)</td> <td>・・・</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>(7) 貯水槽清掃作業従事者研修の修了証書 (写し)</td> <td>・・・</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>(8) 結果報告書</td> <td>・・・</td> <td>2部</td> </tr> </table> <p>9 検 査</p> <p>本作業は、清掃等完了後、検査官の検査合格をもって完了とする。</p>				(1) 工程表	・・・	1部	(2) 役務着手届	・・・	1部	(3) 役務完了届	・・・	1部	(4) 作業写真	・・・	2部	(5) 作業員の腸内細菌検査成績書 (1ヶ月以内のもの)	・・・	1部	(6) 貯水槽清掃作業監督者講習の修了証書 (写し)	・・・	1部	(7) 貯水槽清掃作業従事者研修の修了証書 (写し)	・・・	1部	(8) 結果報告書	・・・	2部
(1) 工程表	・・・	1部																									
(2) 役務着手届	・・・	1部																									
(3) 役務完了届	・・・	1部																									
(4) 作業写真	・・・	2部																									
(5) 作業員の腸内細菌検査成績書 (1ヶ月以内のもの)	・・・	1部																									
(6) 貯水槽清掃作業監督者講習の修了証書 (写し)	・・・	1部																									
(7) 貯水槽清掃作業従事者研修の修了証書 (写し)	・・・	1部																									
(8) 結果報告書	・・・	2部																									

